

水道施設整備基本計画策定委員会設置要綱

〔 令和元年 7 月 25 日 〕
要 綱 第 2 号

(趣旨)

第 1 条 将来にわたって安定的に事業継続をするにあたり、水道施設整備基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するため、水道施設整備基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）の設置に関し、必要な事項について定める。

(所掌事務)

第 2 条 策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本計画の策定に関すること
- (2) その他基本計画に関し必要なこと

(組織)

第 3 条 策定委員会は、次の各号に掲げるものをもって組織する。

- (1) 事務局長、次長、総務課長、水道技術管理者
 - (2) 構成団体の水道担当課長
- 2 策定委員会に委員長を置く。
 - 3 委員長は、事務局長の職にある者とする。
 - 4 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
 - 5 委員長に事故があるときは、次長がその職務を代理する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、この要綱の施行の日から基本計画が完成する日までとする。

(会議)

第 5 条 策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長を務める。

- 2 策定委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときには委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 策定委員会の庶務は、総務課契約管財係に置く。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年 7 月 25 日から施行する。

(要綱の廃止)

- 2 この要綱は、本業務委託が完了した日をもって廃止する。